

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

1. 児童福祉法

本科目では、児童福祉・一時保護業務に携わる公務員としての基礎固めの第1歩として、児童福祉に関する国・都道府県・市町村の役割及び一時保護業務の根拠規定について確認します。

目次

1. 児童福祉法の理念	2	9. 国の役割	25
2. 児童の権利に関する条約	3	10. 児童相談所の設置根拠	26
3. 児童福祉に係る国民の責任	4	11. 都道府県による要保護児童等への措置の内容（児福法27条）	29
4. 児童福祉保障の原理	5	12. 保護者の児童虐待等の場合の措置（児福法28条）	32
5. 児童福祉に係る国・地方公共団体の責務	6	13. 一時保護所の設置根拠	34
6. 児童福祉法に規定される市町村・都道府県・国の役割	9	14. 一時保護業務の根拠	35
7. 市町村の役割・業務	10	15. 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の一時保護業務への影響	36
8. 都道府県の役割・業務	15	16. (参考)児童相談所長の権限	37

児童福祉の理念

- 児童福祉法は、全ての子どもの健全育成及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。その第1条では、児童福祉の理念が規定されています。

児童福祉法第1条【児童福祉の理念】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する

- 児童の福祉を保証するための基本的理念を示した規定であり、子どもが権利の主体であることを規定

児童の権利に関する条約

- 児童の権利条約は、18歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。
- 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しました。

■ 児童の権利条約に定められた子どもの権利の概要（4つの柱）



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

■ 児童の権利条約 一般原則

生命、生存及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを請けることが保証される

子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

※子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に関わる判断や合意形成を行う際の原則

子どもの意見の尊重

(意見表明権/ The right to be heard)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

※子どもの意見をすべて叶えるという意味ではない

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

(出所) 日本ユニセフHP「子どもの権利条約」

児童福祉に係る国民（保護者・国・地方公共団体）の責任

- 児福法2条では、児童福祉に係る国民の責任が規定されており、子どもはその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが示されています。

児童福祉法第2条【国民の責任】

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に健やかに育成する責任を負う。



- 子どもに関する国民、保護者、国及び地方公共団体の責任を規定しており、①子どもの意見を尊重すること、②子どもの最善の利益が優先して考慮されるべきことを規定。

児童福祉保障の原理

また、児福法第3条では、児童福祉の考え方が、児童に関するすべての法令の施行においても尊重されなければならないことを規定しています。

児童福祉法第3条【児童福祉保障の原理】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保証するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

- 本条では、児童福祉の原理が、児童福祉法のみならず、児童に関するすべての法令の施行において、尊重されなければならないことを規定している。
- 「すべての児童に関する法令」というのは、「未成年者の法律行為、親権などの問題を規定する民法、児童に対するわいせつ、姦淫、遺棄、未成年者の略取及び誘拐等を規定する刑法、少年犯罪者、虞犯少年に関する少年法、矯正院法、年少労働者について規定する労働基準法、児童の教育について規定する学校教育法、保健所法、国民体力法などの衛生関係法規、その他未成年者喫煙禁止法、飲酒禁止法などはもちろん、これらの法律の施行令、施行規則を含むとされる。
- さらにその他にも、児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等、手当に関する法律や、母子健康法、母子及び父子並びに寡婦福祉法や子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律等もこれに含まれる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 60

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、保護者が第一義的責任を果たし得るよう制度整備、運営に努めることによって、児童を心身ともに健やかに育成する責任を果たさなければならないとされています。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■ 家庭における児童の保護者の支援

- 国及び地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進することが責務として規定されている。すなわち国・地方公共団体は、児童を現に監護する保護者が第一義的責任を果たし得るよう制度整備、運営に努めることによって、児童を心身ともに健やかに育成する責任を果たさなければならない。

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童を家庭から分離し、家庭に代わる代替的な養育環境を当該児童に保証しなければなりません。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■ 家庭における養育環境と同様の養育環境

- 児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童を家庭から分離し、家庭に代わる代替的な養育環境を当該児童に保証することが国及び地方公共団体の責務である。代替的な養育環境が十分に保障されていない場合は、児童を家庭から分離して保護するための前提が存在しないともいえる
- 「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは具体的には児福法の定める里親委託や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に加え、とりわけ民法の定める養子縁組があげられる

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、児童福祉施設において児童を養育する場合であっても、できる限り家庭における養育環境と同様の養育環境に準じた良好な「家庭的環境」において児童が養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■ できる限り良好な家庭的環境

- 代替的な養育環境として、里親委託など家庭における養育環境と同様の養育環境において児童を養育することが適当でない場合には、児童養護施設ほか児福法上の児童福祉施設において児童を養育することになる。
- そのため、ここでは、児童福祉施設において児童を養育する場合であっても、できる限り家庭における養育環境と同様の養育環境に準じた良好な「家庭的環境」において児童が養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。

児童福祉法に規定される市町村・都道府県・国の役割

児福法3条の3では、2条3項及び3条の2に定める国及び地方公共団体の責務につき、市町村（特別区を含む）、都道府県、国の間での役割分担の基本的な在り方について定めています。

児童福祉法第3条の3 第1項【市町村の役割】

市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

児童福祉法第3条の3 第2項【都道府県の役割】

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

児童福祉法第3条の3 第3項【国の役割】

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の役割

市町村は、児童に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割を担います。

児童福祉法第3条の3 第1項【市町村の役割】

市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

■市町村の役割

- 児童の生活は地域を基盤に行われることから、児童の福祉に係る施策は地域社会の中で展開される必要があることから、市町村が児童に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割を持ちます。
- 市町村は、児福法10条1項に掲げる業務のほか、障害児通所給付費の支給、24条1項の規定による保育の実施など児童に身近な場所での児童の福祉に関する支援を行うとともに、地域における支援拠点の整備に努め（児福法10条の2）、包括的・継続的に児童と家庭への支援を行うこととされています。
- なお、児童虐待に関しては、都道府県が専門的な知識に基づき、保護者に対して強制的な権限を行使する役割に重心を置くこととされてる一方、市町村は地域社会の中で保護者に寄り添い養育の改善を促し支援するという役割を中心的に果たすこととなっています。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 68-69頁

児童福祉法に規定される市町村の業務・児童相談所との協働

児福法10条では、児童福祉に関する支援業務を行う基礎的な地方公共団体としての市町村の業務を明確化するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする事項に関しては、児童相談所に援助を求めるとすることを定めています。

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

児童福祉法第10条第2項・第3項【児童相談所との協働】

- ② 市長村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の業務

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

■ 「必要な実情の把握」と「必要な情報の提供」

- 市町村が、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うためには、地域の社会事情に関する情報を収集・分析し、その実情を把握することが必要です。
- そのため市町村は、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等を通じ、又は児童相談所、福祉事務所、児童委員、民間団体を含む関係機関とその地域に応じたネットワーク体制を構築し、連携を図ることにより、情報を収集することが求められます。
- また、そうしたネットワーク、連携を通じて、情報を提供することにより、虐待等を未然に防止し、早期に発見する等の積極的な取組が求められます。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 124頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の業務

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。**
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。**

■子ども支援活動

- 市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を養護しなければなりません（市町村子ども家庭支援指針参照）
- また市町村は、要保護児童の通告先であり（児福法25条1項）、病院等の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師等の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等の情報を市町村に提供するよう努めることとされ（児福法21条の10の5）それらの通告、情報に対応し、適切な支援を行わなければなりません。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 124-125頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村と児童相談所との協働

児童福祉法第10条第2項・第3項【児童相談所との協働】

- ② 市長村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

■ 児童相談所との協働

- 市町村は、自ら対応することが困難と判断したケースについて、専門性を有する都道府県（児童相談所など）と連携・協力し、その役割分担・連携の具体的なあり方について十分な調整を図りつつ、子ども家庭相談への対応に万全を期することが必要です。
- 児童相談所は、専門的立場から、児童及びその家庭につき、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の診断を行い、その診断に基づき判定を行います（児福法11条1項2号ハ・12条2項）。市町村は、このような判定が必要な場合、児童相談所に送致し、判定を求めなければなりません（児福法25条の7第1項1号・2項1号）

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の役割

都道府県は、児童相談所の専門性の強化により、市町村に対する必要な助言、適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに広域的な対応が必要な業務を担います。

児童福祉法第3条の3 第2項【都道府県の役割】

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

■ 都道府県の役割

- 地方自治法は、市町村を「包括する広域の地方公共団体」として都道府県を位置付け、「広域にわたるもの」や「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする」と定めています。
- 地方自治法も踏まえて、都道府県は、児童相談所の専門性の強化により、児童・家庭の支援に中心的な役割を果たす市町村に対する必要な助言、適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに広域的な対応が必要な児福法11条1項に掲げる業務や児童福祉施設入所措置（児福法27条1項3号）などを行うこととされました。

児童福祉法に規定される都道府県の業務

都道府県は、広域的に市町村の連携を図り得る立場にあり、なおかつ、児童福祉に関して専門的な知識及び技術等を有する児童相談所の設置主体です。

児童福祉法第11条第1項【都道府県の業務】

- 一 第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1)里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2)里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3)里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4)第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5)第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

児童福祉法に規定される都道府県の業務

都道府県は、広域的に市町村の連携を図り得る立場にあり、なおかつ、児童福祉に関して専門的な知識及び技術等を有する児童相談所の設置主体です。

児童福祉法第11条第2項～7項【都道府県の業務】

- ② 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- ④ 都道府県知事は、第1項第2号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な措置を行うよう努めなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項1号

第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、**市町村職員の研修**その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

■市町村職員の研修

- 市町村職員の研修は都道府県の業務とされ、児童相談所の業務から除外されています。(児福法12条3項)
- 市町村職員は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び自動を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことから、児童福祉行政はもとより母子保健行政等の幅広い知識や実務能力を備えることが求められます。都道府県は、市町村職員のこれらの技術の向上を図るため、市町村と協働し、一定の研修を実施しなければならないとされています。(「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24・2・23 雇児総発0223第2号))

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

□ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと

(1)里親に関する普及啓発を行うこと

(2)里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと

(3)里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4)第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと

(5)第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること

- 市町村は、住民に身近な第一次的窓口として、児童及び妊産婦の福祉に関し地域の必要な実情の把握や必要な情報の提供、子ども家庭支援活動等を実施しますが、都道府県においては、より広域的に社会事情に関する情報を収集し、その実情を把握した上で、市町村の区域を超えたネットワーク体制の構築等をこうなう必要があります。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ **児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。**
 - ハ **児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。**
 - ニ **児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。**
 - ホ **児童の一時保護を行うこと。**
 - ヘ **児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。**
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1)里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2)里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3)里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4)第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5)第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 相談援助活動

- 都道府県（児童相談所）は、市町村援助業務（本条1項）、相談業務（本条1項2号ロ）、調査・判定業務（同号ハ）、指導業務（同号ニ）、一時保護業務（同号ホ）、一時保護解除時の子ども家庭支援業務（同号ヘ）を行います。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ 略

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと

(1)里親に関する普及啓発を行うこと

(2)里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと

(3)里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4)第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと

(5)第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 里親支援事業

- 都道府県知事は、里親制度に関し、里親を認定し、養育里親に対する研修を実施し、養育里親名簿を作成します。
- その上で、委託児童の養育の質を高め、里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るため、里親に対して、その相談に応じ、必要な情報を提供し、助言、研修その他の援助を行います
- 具体的な援助としては、里親の研修、訪問・来所・電話等による相談、里親の相互交流（里親サロン等）、里親の一時的な休息のための支援等が挙げられます。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ 略

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと

(1)里親に関する普及啓発を行うこと

(2)里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと

(3)里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4)第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと

(5)第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 養子縁組に関する相談・支援

- 2016年改正により、養子縁組里親が法定化されたことから（児福法6条の4第2号・34条の19）、養子縁組に関する相談・支援も都道府県（児童相談所）の業務とされました。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条2項

- ② 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

■ 都道府県知事による市町村に対する助言

- 市町村は、子ども家庭支援活動のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければなりません（児福法10条2項）、都道府県（児童相談所）が、児童福祉に関する専門的な知識と技術を有し、より広域的な見地から実情を把握して、各関係機関との連携を図る立場にあることに鑑み、市町村の子ども家庭支援活動に対して、必要に応じ、助言を行うことができるものとされています。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条3項

- ③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

■ 都道府県知事による行政庁への委任

- 都道府県知事は、都道府県の業務に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができます。
- 「管理に属する行政庁」には、児童相談所、児童家庭支援センター（児福44条の2）などがあります。
- なお、都道府県知事から児童相談所長への委任に関する明文の規定としては、里親等への委託措置、入所措置等の権限の委任（児福32条1項・27条1項・2項）、一時保護権限の委任（同33条2項・9項）があります。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される国の役割

国は、市町村及び都道府県の業務が円滑に行われるよう、全国の児童福祉の水準を検証し、状況を正確に把握して制度整備のための施策を実施するとともに、市町村及び都道府県に対する助言や情報提供等、全体として児童の福祉のために必要な措置を講ずる役割を担います。

児童福祉法第3条の3 第3項【国の役割】

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

■ 国の役割

- 国は、市町村及び都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、全国の児童福祉の水準を検証し、状況を正確に把握して制度整備のための施策を実施するとともに、市町村及び都道府県に対する助言や情報提供等、全体として児童の福祉のために必要な措置を講じなければならないとされています。
- 具体的には、**①国は子どもの権利擁護の主体として、子どもの権利擁護の在り方を監督し、検証を行うこと、②全国の児童福祉の水準を担保するため、基準を設けるとともに、それを担う者の技能について資格を設けること、③情報収集、正確な統計により、日本における子どもの権利保障の状態を国際比較できる程度に明らかにするとともに、分析結果に基づき制度、施策を向上させること、**などが挙げられています。(社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会報告(提言)〔平成28年3月10日〕6頁)

児童相談所の設置根拠

- 都道府県は、相談援助業務等を行うため、児童相談所を設定することが児福法12条で義務付けられています。
- また同条で、児童福祉法は、全ての子どもの健全及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。

児童福祉法第12条【児童相談所】

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第3項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(逐条解説) 児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条1項&2項

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための方いるt第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ ……

■ 児童相談所の設置

- 都道府県（政令指定都市を含む）は、児童相談所を少なくとも1か所は設置しなければなりません（本条1項、59条の4、自治156条、児福法施行令45条、自治令174条の26）。
- 2004年の児福法改正では、指定都市以外の個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）について（「児童相談所を設置する市について」〔平成20・8・29 雇児総発第0829001号〕）、2016年改正では、特別区について（同〔平成29・3・31 雇児総発0331第13号〕）、児童相談所を設置できることとなりました。
- 児童相談所は一定の管轄区域を有しますが、その管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定め（本条2項、児福法施行規則5条の2）、管轄区域を含む児童相談所の設置、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事等はこれを厚生労働大臣に報告しなければなりません（児福法施行令2条、児福法施行規則3条）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 142頁

(逐条解説) 児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条3項&5項

- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。

■ 児童相談所の基本的業務

- 児童相談所の基本的業務は、本条3項により、次のものになります。
 1. 市町村援助業務（11条1項1号）
 2. 相談業務（11条1項2号ロ）
 3. 調査・判定業務（11条1項2号ハ）
 4. 指導業務（11条1項2号ニ）
 5. 一時保護業務（11条1項2号ホ）
 6. 巡回相談業務（5項）

※ 各業務の内容は「児童相談所の業務 1」で取り扱います。

都道府県による要保護児童等への措置の内容（児福法27条）

- 都道府県は、①児童相談所が要保護児童として通告を受けた児童等、②警察官が児童相談所長に送致した児童、③家庭裁判所が児童相談所長に送致した児童、④家庭裁判所が強制的措置を許可するとして児童相談所長に送致した児童等に対して、児福法27条に基づき各種措置を行います

児童福祉法第27条【都道府県の採るべき措置】

- ①都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
 - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
 - 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

(解説) 都道府県による要保護児童等への措置の内容 (児福法27条)

都道府県による措置の対象者

- 都道府県は以下のような子どもを対象として措置を行います。

① 要保護児童として通告を受けた児童等

- 児童相談所が児福法25条（要保護児童の通告）により直接通告を受けた児童
- 市町村が児福法25条の通告を受け阿又はその相談に応じた児童のうち必要と認めて児童相談所に送致した児童
- 都道府県の設置する福祉事務所の長が、児福法25条の通告を受けた児童等のうち、必要と認めて児童相談所に送致した児童

② 警察官が児童相談所長に送致した児童

- 触法少年（少3条1項2号）のうち、①故意の犯罪行為により被害者を死亡させたと思われる者、②死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪を犯したと思われる者、③それ以外で家庭裁判所の審判に付するのが適当と思われる者
- 上記①②については、都道府県知事は調査の結果その必要がないと認められる場合を除き、家庭裁判所に送致を行わなければならない。

③ 家庭裁判所が児童相談所長に送致した児童

- 少年事件において家庭裁判所が、年少少年あるいは非行の進んでいない少年について少年法による保護処分よりは児福法による措置が適当と判断し児童相談所に送致した児童。

④ 家庭裁判所が強制的措置を許可するとして児童相談所長に送致した「児童福祉法の適用がある少年」

- いわゆる「強制的措置許可申請事件」の対象者
- 家庭裁判所において「児童福祉法の適用がある少年について、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的な措置が必要」と決定され、その期限を付して採るべき保護の方法その他の措置を指示して、家庭裁判所が児童相談所に送致した児童。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] pp303-307

(解説) 都道府県による要保護児童等への措置の内容 (児福法27条)

都道府県による措置の内容

- 都道府県は先のページの①～④に該当する子どもに対して次のような措置を採ります

種別	概要
児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること	<ul style="list-style-type: none">訓戒：非行を行った児童に対し、生活態度等を改めるように、又は、不適切な養育を行った保護者に対し、そのような行為を繰り返さないように等の注意喚起を行います。誓約書を提出させる：上記の様な児童・保護者が守るべき事項等を記載し、誓約書として提出させます。
児童・保護者に対する指導の措置	<ul style="list-style-type: none">児童又はその保護者を、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させます。又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは児福法26条1項2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託します。
里親等への委託、施設入所	<ul style="list-style-type: none">児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させます。
家庭裁判所への送致	<ul style="list-style-type: none">触法少年、虞犯少年について、児福法の措置ではなく、少年法の規定する保護措置を採ることが必要だと判断される児童について家庭裁判所へ送致します。
障害児の指定発達支援医療機関への入院	<ul style="list-style-type: none">肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定するもの）に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができます。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] pp308-317

保護者の児童虐待等の場合の措置（児福法28条）

- 都道府県は、親権者等の意に反する場合であっても、家庭裁判所の承認を得ることにより、施設入所措置を採ることができます。

児童福祉法第28条【保護者の児童虐待等の場合の措置】

- ① 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。
 - 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

(解説) 保護者の児童虐待等の場合の措置 (児福法28条)

「保護者」による「児童」の福祉侵害があり、都道府県による措置が児童の親権を行う者又は未成年後見人 (親権者等) の意に反するときの措置の内容

保護者が親権者等であるとき

- 家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる。
(本条1項1号)

家庭裁判所の承認の効果等

承認自体の効力

- 家庭裁判所の承認に基づき、児童相談所が改めて児福法27条1項3号の措置を採ることになるので、その措置は新たな行政処分として、告知及び不服申立ての対象となります。

承認後の事情

- 承認後の事情変更等により、家庭裁判所が承認の審判を出していても、児童相談所は措置をしないことも可能です。

親権等との関係

- 本条に基づく措置で児童が施設に入所した後、施設は保護者の引取り要求を拒めるかについては、「家庭裁判所の承認があった以上、児童福祉施設の長に与えられた監護権が保護者等の監護権に優先することになるので、これを拒むこと」ができると解されています。

保護者が親権者等でないとき

- まずはその児童を親権者等に引き渡します。ここでは家庭裁判所の承認は不要です。(本条1項2号本文)
- しかし、児童を親権者等に引き渡すことが当該児童の福祉のために不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を採ることができます。(本条1項2号ただし書き)

措置解除

- 本条の承認を経た後の措置の解除には、家庭裁判所の承認は必要ではなく、行政機関の判断に委ねられます(児福法27条5項)が、児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません(児福法27条6項)

一時保護施設の設置根拠

- 児福法12条の4は、児童相談所の主要業務の一つである一時保護業務（児福法11条1項2号ホ）を実施するため、「一時保護施設」の付設を義務付けています。

児童福祉法第12条の4【児童の一時保護施設】

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない

■ 一時保護施設の設備及び運営

- 一時保護施設の設備及び運営に関しては、「児童福祉施設基準」の規定が一部を除き準用されています。（児福法施行規則35条）
- 一時保護施設の設備基準としては、①児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設置すること、②児童の居室の1室は、原則として、4人以下の定員とし、1人当たり一定以上の面積を有すること（ただし、乳幼児のみの居室は除く）などが求められています（児童福祉施設基準41条）。
- また、原則として、「児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない」（児童福祉施設基準42条1項）とされています。
- **ただし、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、新たに一時保護所の設備運営基準が策定されることになりました。そのため今後（特に令和6年4月1日以降（改正児童福祉法の施行期日））は児童福祉施設基準の準用ではなくなることに注意してください。**

一時保護業務の根拠

- 児童相談所長又は都道府県知事は、必要がある場合には、児童を短期間、児童相談所内で一時保護し、又は一時保護を委託することができます。

児童福祉法第33条【一時保護】

- ① 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとすると、及び引き続き一時保護を行つたあと2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするとともに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の、規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後又は同行の規定により引き続き一時保護を行つた後2月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第5項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとすると、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行うことができる。
 - 一 第31条第4項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、第31条第4項の規定による措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第11項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを板柵させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第8項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満20歳に満たない者のうち、第31条第2項から第4項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第31条第4項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑫ 第8項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第1項又は第2項の規定による一時保護とみなす。

※一時保護業務の内容については「一時保護業務1」「一時保護業務2」で取り扱います。

ここでは、一時保護業務の法的根拠が児福法33条にあることを押さえてください。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の一部保護業務への影響

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（施行期日令和6年4月1日）を受けて、「一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査を導入**すること」、「**一時保護所の設備・運営基準の策定**」が行われることになりました。施行期日の令和6年4月に向け、具体の事務要領等のアナウンスに注視しましょう。

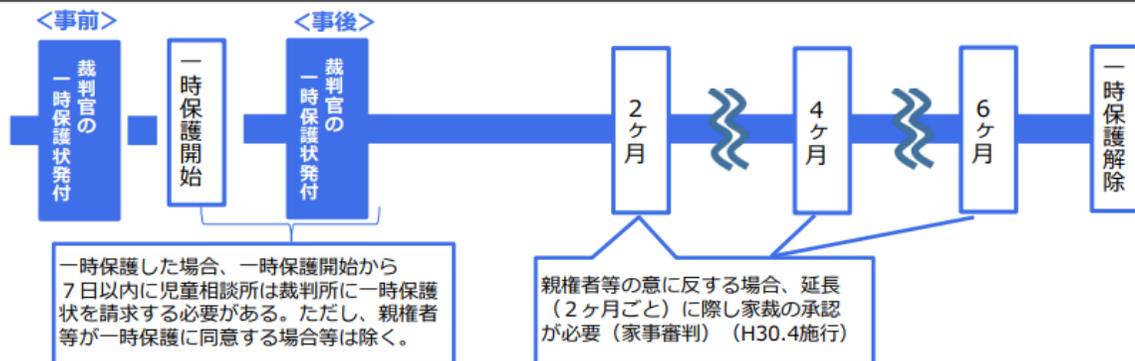
一時保護の開始時の司法審査等（5. 関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
 - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**し、下記の内容を規定する。
 - ・ **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受ける**こととする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



7

参考：厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>)、(2023/3/15閲覧)

(参考)児童相談所長の権限 (1)

権限	根拠
児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。	児福法12条5項
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる	児福法12条の6第2項
児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる	児福法18条4項
児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。	児福法33条1項
児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、二月を超えて引き続き一時保護を行うことができる ※当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、家庭裁判所の承認が必要	児福法33条4項
児童相談所長又は都道府県知事は、引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。	児福法33条6項
児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。 1 児福法31条4項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること 2 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること	児福法33条8項
児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、児福法33条8項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満20歳に満たない者のうち、第31条第2項から第4項までの規定による措置が採られているものをいう。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。	児福法33条10項

(参考)児童相談所長の権限 (2)

権限	根拠
児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。	児福法33条の2第1項
児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	児福法33条の2第2項
児童相談所長は、児福法33条の2第2項の規定による措置を、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反してもこれを取ることができる。	児福法33条の2第4項
児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であって、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なう恐れがあるものを保管することができる	児福法33条の2の2第1項
児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。	児福法33条の2の2第2項
児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。	児福法33条の2の2第6項
児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。	児福法33条の6の2第1項
児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手續に参加することができる。	児福法33条の6の3第1項
児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。	児福法33条の7
児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。	児福法33条の9

(参考)児童相談所長の権限 (3)

権限	根拠
<p>児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</p>	<p>児福法47条2項</p>
<p>児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に入所すること又は障害福祉サービス（同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。</p>	<p>児福法63条の2</p>
<p>児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。</p>	<p>児福法63条の3</p>
<p>児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。</p>	<p>児虐法10条</p>
<p>児童相談所長等は、一時保護が行われている場合において、児童虐待を行った保護者について当該子どもの面会又は通信を制限することができる。</p>	<p>児虐法12条</p>
<p>児童相談所長は、施設入所等の措置が取られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば再び児童虐待は行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障をきたすおそれがあると認めるときは、子どもの住所又は居所を明らかにしない。</p>	<p>児虐法12条</p>
<p>都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへの付きまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる</p>	<p>児虐法12条の4</p>
<p>児童相談所長は、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。</p>	<p>児虐法12条の2第1項</p>

参考文献

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13参照)
- ・ 厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) ,(2023/3/15閲覧)